信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVA リスク相当額を 8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
自己資本比率				
普通出資等 Tier1 比率　（（ハ）／（ヲ））	%		%	
Tier1 比率　（（ト）／（ヲ））	%		%	
総自己資本比率　（（ル）／（ヲ））	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

1．「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第 86 条第 1 項第 8 号に規定する単体自己資本比率をいう。

2．「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。